

publicity magazine  
by Chiba Federation of Small Business Associations

# Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

# 中小企業ちば



photo by T.Fumatogawa

京成八幡駅（市川市）

## Contents 【主な内容】

- トピックス **3** ビジネス・マッチング・フォーラムinちば開催
- 特集 **4** 「まちづくり3法の見直し法案」の概要
- 施策 **6** 中小企業基本法
- 組合Q&A **8** 組合決算期の事務手続き
- 視点 **10** 目のあたりにした中国経済の活力と将来展望
- ご案内 **12** 県内の中小企業支援機関のご案内
- 連携リーダー **13** 千葉県中小企業組合士会
- 景況 **14** 情報連絡員報告（2月）
- お知らせ **15** 本会の事務局体制、人事異動

# 2006

# 4

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>



## ビジネスマッチング フォーラム

プレゼンテーションにも熱  
県内最大級の中小企業「ビジネス  
マッチングイベント

本会は3月6日、千葉市内に  
おいて、千葉県異業種交流融合  
化協議会（春川紀雄会長）、中  
小企業異業種交流財団（片山長  
昭理事長）、雇用・能力開発機  
構千葉センター（戸嶋実所長）  
と共催で「ビジネスマッチング  
フォーラムinちば」を開催した。

さらに、千葉県異業種  
交流融合化協議会の主催  
で全体交流会が開かれ、  
参加者が取引相手や事業  
提携先などの出会いの環  
が広がった。

③ビジネス連携の相談・  
商談コーナーが、事業連  
携・提携、研究開発・産  
学連携、金融ごとのテー  
マ別に開設され、さらに  
④異業種交流融合化活動  
等のPR展示コーナーが  
設けられ、多くの来場者  
にアピールした。

また、これと並行して  
工業大学等のプレゼン  
テーションがあった。

これは、県内の企業、異業種  
交流・融合化グループ、組合、  
金融機関、大学等が参加して情  
報交換と情報の共有化を通じ  
て、ヒューマン・ネットワー  
クの深耕と新たなビジネス連携の  
構築をしようとするもので、①  
しのはらプレスサービス(株)の篠  
原敬治代表取締役（ふなばしイ  
ンタックス（協）理事長）の  
「自社の経営戦略と事業連携」  
と題する基調講演があり、その  
後②（協）シー・ソフトウェア  
や県内の先進企業のビジネスプ  
ラン発表会、②千葉大学、千葉  
工業大学等のプレゼン

## フォローアップ研究会

本会は3月7日、松戸市にお  
いて新設組合を対象に組合の法  
的事務と組合会計についての研  
究会を開催した。

はじめに、事務局より「組合  
の法的事務、届出、登記、定款  
変更」について、続いて公認会  
計士の高木清先生が「組合会計  
の基礎」について帳簿づけから  
試算表の作り方までの講義が  
あった。

## 青年部交流会

千葉県中小企業団体青年中央  
会（高橋功代表幹事）は3月7  
日、柏市において東葛地区青年  
部交流会を開催した。

交流会は①青年中央会の活動  
報告②各組合青年部の活動事例  
発表と意見交換③関東経済産業  
局遠藤芳則地域経済部地域振興  
課係長の東葛テクノプラザの概  
要説明があり、その後懇親会が  
開かれた。

## 共同店舗協議会県外視察

千葉県共同店舗協議会（積田  
坦会長）は3月10日神奈川厚

本市の小田急本厚木駅周辺の商  
店街と大型商業施設を視察した。  
厚木市は神奈川県の中央に位  
置し、東京から50分圏で古くか  
ら交通の要衝として栄えている  
ところ。

## 雇用対策企業説明会

本会は3月10日千葉市内にお  
いて、地元中小企業と若者を仲  
介する企業説明会「元気ある中  
小企業探検」を開催した。

この説明会は従来の企業説明  
会の枠を超えて、企業ごとに関  
加者と自由な意見交換を行い、  
後日、連絡を取り採用面接の運  
びとなる。

これは企業の人材確保が主な  
目的だが、相互理解を深め、雇  
用のミスマッチを防ぐ狙いもあ  
る。当日は、県内の中小企業5  
社が参加し、就職希望者の若者  
が13名参加した。

## レディース中央会研究会

千葉県中小企業団体レディー  
ス中央会（竹口茂子会長）は3  
月10日、千葉市内において研究  
会を開催した。

今回は食の安全と関連する育  
児・介護ビジネス事業の今後の

あり方をテーマに、管理栄養士  
で産業カウンセラーの新出真理  
先生の講演があり、その後意見  
交換した。

## 組合士講習会

千葉県中小企業組合士会（上  
坂操会長）は3月16日、千葉市  
内において、組合等経営革新研  
究会を開催した。

当日は、明治大学政治経済学  
部の森下正教授をお招きして、  
「連携組織の新たな動きと組合  
の役割」と題して組合事業の再  
生と新事業展開のポイントにつ  
いての講演があり、その後意見  
交換した。

## 第3回理事会

本会は3月23日、千葉市内に  
おいて、平成17年度第3回理事  
会を開催した。

議事は①平成17年度事業並び  
に収支状況②平成18年度事業計  
画（案）、収支予算（案）並び  
に会費の賦課徴収方法決定につ  
いて上程され、いずれも原案通  
り可決決定した。

なお、通常総会は5月26日  
（金）午後2時30分、ホテルポ  
トプラザちばにて開催する。



# 「まちづくり3法の見直し法案」 閣議決定・国会に提出される

このたび、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案」及び「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

「改正中心市街地活性化法案」は、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社



銀座商店街

会経済情勢の変化にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、(1)基本理念・責務規定の創設、(2)国による「選択と集中」の強化、(3)民間主導による多様な主体の参画、(4)支援措置の大幅な拡充、等の必要な措置を講ずるものである。

また、「改正都市計画法案」は、今後人口減少・超高齢社会が到来する中で、都市構造に広域的に大きな影響を与える大規模集客施設や公共公益施設について、その立地に際し都市計画の手続きを経ることを通じて、地域の判断を反映させた適切な立地を確保し都市の秩序ある整備を図るため、(1)準都市計画区域制度の拡充、(2)都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地にかかる規制の見直し、(3)開発許可制度の見直し、その他の都市計画に関する制度の整備を行なうものである。

以下「改正中心市街地活性化法

案」の概要。

## 法律改正の目的

▼中心市街地は様々な都市機能を集積する「街の顔」であり、地域の経済社会の発展に重要な役割を果たしていることから、中心市街地における空洞化の進行を防ぎ、その活性化を図ることが重要である。また、近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化にも適切に対応する必要がある。

▼現行の中心市街地活性化法は、公共公益機能、業務機能、商業機能等の多様な都市機能の集積促進策や街の活力の源泉である居住人口の増加推進策が必ずしも十分でなく、また、やる気のある市町村の計画を国が重点的に支援する仕組みや、地域の発意による自主的な取組を促す仕組みが整備されていないといった限界がある。

▼このため、本法案においては、現行の中心市街地活性化法を抜本

改正し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための措置を講ずる。

## 法律案の概要

### 【基本理念・責務規定の創設】

中心市街地の活性化のための基本理念として、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成、地域の関係者の取組及び国の支援のあり方について規定する。また、国、地方公共団体及び事業者の中心市街地活性化のための責務規定を創設する。

### 【国による「選択と集中」の強化】

①中心市街地活性化本部の設置  
政府として中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部を設置する。本部は、基本方針の案の作成、認定申請がなされた基本計画についての意見その他の事務をつかさどる。

②内閣総理大臣による基本計画の認定制度の創設

市町村が作成する基本計画について、内閣総理大臣による認定制度を創設し、多様な都市機能の増

進と商業等の活性化に意欲的に取り組む市町村を「選択と集中」により重点的に支援する。

**【民間主導による多様な参画】**

中心市街地整備推進機構、商工会又は商工会議所その他多様な民間主体等により組織される中心市街地活性化協議会を法制化し、市町村が基本計画を作成する際に意見を述べる手続を設け、基本計画に民意を反映させる。

また、民間主体による事業計画の認定を申請する際には、中心市街地活性化協議会の議を経ることとし、民間主体による事業の一体的推進を図る。

**【支援措置の拡充】**

認定を受けた基本計画に基づいて行なわれる事業に対する支援措置として、従前の中小企業信用保証法の特例等に加え、以下のものについて新設又は拡充を行なう。

① 土地区画整理事業の換地特例の拡充

② 中心市街地共同住宅供給事業の創設

③ 中心市街地整備推進機構による公共空地等の管理制度の創設

④ 大規模小売店舗立地法の特例の創設

⑤ 共通乗車船券の特例の創設 等  
**【題名の変更と措置法の廃止】**

中心市街地の活性化についての基本的性格を反映するため、題名を「中心市街地の活性化に関する法律」と変更する。

また、商業の活性化に対する支援措置を中心市街地に集中的に講ずるとの観点から、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法を廃止する。

**中心市街地支援措置**

経済産業省は、改正中心市街地活性化法に基づき実施される商業活性化事業に対して、平成18年度において、以下の支援措置を重点的に実施する。

**【予算支援】**

(1) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 5、905百万円

商店街、商業者、民間事業者が地権者等の幅広い参画を得て、まちぐるみで取り組む商業活性化に係る事業（例Ⅱ集客核施設の設置や地域コミュニティとの連携事業等）等に対する支援

(2) 実効性確保・診断サポート事業 524百万円

まちづくりの司令塔となる中心



■松戸駅前通商店街

**【税制支援】**

(1) 中小小売商業高度化事業に協力する地権者等の財産評価の適正化

中小小売商業者の商業活性化への取組に空き店舗等の活用などで協力する地権者等の土地の財産評価を適切に反映するための措置

(2) 中小小売商業高度化事業による土地の譲渡所得の特別控除

中小小売商業者の商業活性化への取組に供する土地譲渡所得の1500万円までを特別控除

(3) 地方税の不均一課税実施に対する減収補填措置

商業基盤施設を設置する事業者に対する不動産取得税、固定資産税の軽減を地方公共団体が行なった場合に、減収分の一部を補填する措置の実施

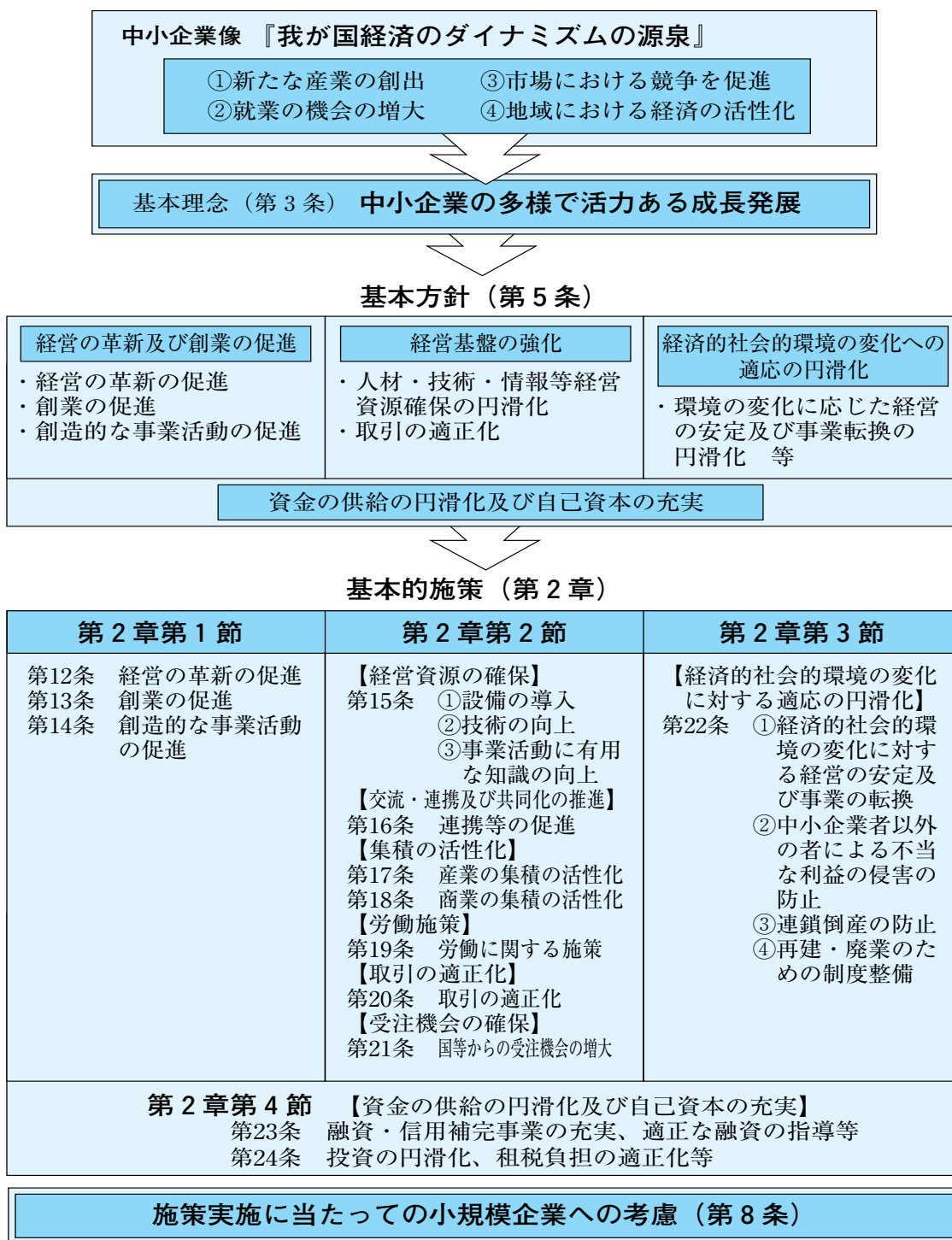
**【財政投融资】**

中心市街地・商店街に出店・事業を行なう商業者等の設備投資資金等に対する低利融資を実施する。

(4) 中心市街地商業等活性化支援業務委託事業 489百万円

地域のリーダーとなる人材の育成、ノウハウの蓄積を支援し、成果事例の水平展開を推進

■ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の体系図



**中小企業の範囲**

製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
3億円以下 300人以下	1億円以下 100人以下	5千万円以下 50人以下	5千万円以下 100人以下

※中小企業金融公庫法等においては、政令により旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。



# 中小企業基本法

## ■ 中小企業基本法の目的

中小企業基本法の目的は、中小企業政策について、基本理念・基本方針等を定めるとともに国及び地方公共団体の責務等を規定することにより中小企業に関する施策を総合的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることです。

## ■ 中小企業の位置づけと役割

基本法では、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」と位置づけています。

また、国は、中小企業が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行なうことを通じて、①新たな産業の創出、②就業の機会の増大、③市場における競争の促進、④地域における経済の活性化、の役割を担うことを期待しています。

## ■ 基本法の政策理念

政策理念としては、「多様で活力ある中小企業の成長発展」を提示しており、この実現のために、独立した中小企業者の自主的な努力を前提としつつ、①経営の革新及び創業の促進、②経営基盤の強化、③経済的社会的環境の変化への適応の円滑化、の3つを政策の柱としています。

このほかにも、中小企業と比べて経営基盤が特に脆弱である小規模企業に対しては、経営の実態に配慮する旨規定しています。また、地方分権推進の議論を踏まえ、地方公共団体は、国との対等な役割分担のもと地域の経済的社会的条件を踏まえた施策実施を行う旨の規定をおいています。

## ■ 中小企業振興施策の基本方針

同法では、「多様で活力ある中小企業の成長発展」を図るために基本的施策として以下の施策を実施することとしています。

### (1) 経営の革新及び創業の促進

中小企業政策において、特に重点的に支援していく施策対象及び事業活動の支援を規定しています。経営の革新の促進、創業の促進、創造的な事業活動の促進は、中小企業が行う事業活動の中でも特に新たな価値を生み出す可能性が高いと考えられる一方で、新たな事業活動への取組みは、通常の事業活動と比べて、より強く事業活動における不利に直面することが多いと考えられるため、このような事業活動を中小企業政策の取り組むべき課題と位置づけ、積極的に支援することとしています。

### (2) 中小企業の経営基盤の強化

中小企業は、その規模故に自らの有する経営資源が乏しい上、経営資源を確保する際にも困難が伴うため、①中小企業の経営資源の補完を図るための施策を講ずるとともに、②中小企業が市場で活動する際に、その規模のために不当に不利な扱いを受けることのないよう公正な市場の確保に努めること、を通じて中小企業の経営基盤の強化を図ることとしています。

### (3) 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

貿易構造の変化、大規模な天災、人災等の中小企業の責に帰すことのできない不測の事態等の社会的経済的環境の激変によって、中小企業は大きな影響を受け事業活動に著しい支障が生じる恐れがあります。このような事態の発生により、多数の倒産が発生する等の事態は国民経済的に望ましくないため、セイフティネットとしての緊急避難的な措置を設け非常時における措置を講ずることを明記しています。

組合 Q & A

# 組合決算期の事務手続き

## 決算事務

### 【年度末締切】

正確な決算関係書類を作成するため、必要な決算整理手続きを行い、試算表、棚卸表等を作成し、総勘定元帳を締め切り、組合員名簿の整理を行なう。

### 【決算関係書類の作成】

理事会までに、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案とともに①事業計画案、②収支予算案を作成する。

## 理事会

### 【理事会招集通知】

理事会開催日の1週間前までに、到達するように発送。

### 【理事会の開催】

①通常総会提出議案と②通常総会の開催日時と場所を決定する。

## 監査等

【理事から監事へ決算関係書類を

### 提出】

理事は、理事会で承認された決算関係書類を、通常総会の1週間前までに監事に提出して、監査を受けなければならない。

### 【決算関係書類の事務所備付閲覧】

決算関係書類は、通常総会の会日の1週間前までに組合の主たる事務所に備え置かなければならない。これは組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

### 【監事から理事へ監査意見書の提出】

監事は監査を行い、総会開催日までに監査意見書を作成し理事に提出する。

## 総会等

### 【通常総会開催通知】

総会開催日の10日前までに到達するように発送。

### 【通常総会の開催】

通常総会は、毎事業年度終了後

2ヶ月以内に開催し、①決算関係書類、②新年度の事業計画及び収支予算を承認し、③役員改選など先の理事会で決定した提出議案について審議する。

### 【理事会の開催】

総会において役員の改選を行なった場合、代表理事などの役付理事を選出する。

### 【総会終了後の事務処理】

①議事録の作成、②剰余金処分又は損失処理の振替、③持分計算、④持分払戻、⑤配当。

## 届出等

### 【決算関係書類の提出】

通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類に通常総会議事録を添えて、所管行政庁へ提出する。

なお、中央会へ2部送付いただければ、そのうち1部を所管行政庁へ提出いたします。

このとき、法定はされておりませんが、新しい会員名簿を添付下さるようお願いいたします。

### 【役員変更の届出】

### 【定款変更認可申請】

## 登記

### 【代表理事変更登記】

代表理事の選出があつた場合は、就任した日から2週間以内に変更登記をしなければなりません。(前任者が留任・再任された場合も必要。)

### 【出資口数及び払込済出資総額変更登記】

変更登記は原則として、変更のあつた日から2週間以内に行なわれなければならないが、出資変更の登記については、年度末から4週間以内でよい。

### 【事務所移転の登記】

## 税務

### 【納税申告及び納税】

①法人税、②事業税、③県民税、④市町村民税、⑤消費税。

### ■詳細は

### 指導相談室

TEL 043・242・3277

### 銚子支所

TEL 0479・24・1570

### 松戸支所

TEL 047・368・3992

なお、次頁に3月31日決算で、4月25日理事会、5月10日総会の開催予定の例で、決算期の事務手続き一覧を示しておりますので、チェック等にご活用下さい。

組合決算期の事務手続き一覧

(決算日：3月31日、理事会：4月25日、通常総会：5月10日の場合)

手続事項		日程		摘要
決算事務	年度未締切 ①棚卸表、②帳簿整理、③帳簿締切、④組合員名簿整理	例示：3月31日		
	決算関係書類の作成 ①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金処分案又は損失処理案 ①事業計画案、②収支予算案の作成	理事会招集までに作成 理事会開催日の1週間前までに到達するように発送	4月17日 理事会	決算関係書類の作成を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
理事会	理事会招集通知	理事会開催日の1週間前までに到達するよう		
	理事会の開催 ①通常総会提出議案審議の件、②通常総会開催日時及び場所決定の件 理事より監事へ決算関係書類提出	例示：4月25日	5月2日	理事より監事への決算関係書類の提出を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる 決算関係書類を事務所に備え付けず、又は謄写及び閲覧を拒んだときは20万円以下の過料に処せられる
監査等	決算関係書類事務所備付閲覧	総会開催日の1週間前には備付閲覧	5月2日	
	監事から理事へ監査意見書を提出	総会開催日までに提出	5月10日	
総会等	通常総会招集通知	総会開催日の10日前までに到達するよう発送	4月29日	総会の招集を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
	通常総会の開催 ①決算関係書類承認の件、②事業計画、収支予算承認の件、③役員改選の件 理事会の開催 ①役付理事の選任の件	例示：5月10日		議事録の作成を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
届出等	総会終了後の事務処理	①議事録作成、②剰余金処分又は損出処理の振替、③持分計算、④持分払戻、⑤配当	5月24日	決算関係書類の提出を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
	役員変更の届出	役員が就任してから2週間以内	5月24日	変更の届出を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
登記	定款変更認可申請	総会終了後速やかに		
	認可書到達			
税務	代表理事変更登記	代表者が就任してから2週間以内	5月24日	変更登記を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
	出資口数及び払込済出資総額変更登記	決算日より4週間以内	4月28日	変更登記を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
納税申告及び納税	変更登記（上記以外のもの（定款変更を伴わない場合））	変更から2週間以内		変更登記を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
	定款変更認可書が到達してから2週間以内			変更登記を怠ったときは20万円以下の過料に処せられる
納税申告及び納税	①法人税、②事業税、③県民税、④市町村民税、⑤消費税	（総会で決算が確定したうえで）決算日から2ヶ月以内	5月31日	

通常総会・役付理事選出理事会



# 「インサルト」の目

## 目のあたりにした 中国経済の活力と将来展望

昨年暮、中国江蘇省の工業団地にある、さる日本企業の現地法人を訪問し、同時に上海および周辺地域を見て回る機会を得た。先ず驚かされたのは自動車の数が増えたことである。交通渋滞と交通事故は日常茶飯事で、観光バスは一般道路を走りたがらない。車窓から外を眺めると、何処へ行っても

クレインが散見し、日本の高度成長期を思わせる都市部の再開発や道路建設、それに郊外における都市化の波がまだまだ進行中である。夜の上海は街路にイルミネーションを施し、かつての外国人支配の時代に「魔都」と呼ばれた喧騒と活気が、今や中国人自身の手で現出されている。こうした第一印象はこの地を訪れる誰もが抱くに違いない。しかしこうした大都市の繁栄は、広大な中国全域からすれば「矛盾に満ちた東の幻想」に過ぎないのかもしれない。

中国の現実と将来について、専門家の間でも今様々な思惑が飛び交っている中、自分なりに将来の中国を読み解いてみたいと思ひ、敢えて浅学を省みず私見を纏めてみた。

### 日本と変わらぬ商品・風俗

上海市内を見る限り、伝統的な中国文化を感じさせるものを見出すのは難しい。ここが中国本土であるにも拘らず、豫園と呼ばれる旧租界の外にある一角は、諸外国の大都市にある「チャイナ・タウン」のように、恰も異文化地域であるかのような錯覚を覚えるのである。中国的な土産物を探そうとすると、先ずはこの一角か水郷古镇のような観光地にしか売っていない。他の地域では中国服を見るのも珍しいし、百貨店や一般の商店に置いてある身の回りの商品も日本と殆ど変わらない。それ程ま

で中国人の生活様式が欧風化されてしまっており、中国服に代表される伝統的な中国文化は少なくとも上海市民からは綺麗さっぱりと捨て去られてしまったかのように思われる。旧租界も殆どが再開

発され、当時の面影を見出すのは困難である。街中には依然として物乞いする人影が見られるが、その殆どは中年以上の旧世代であり、若い人は皆夫々にブランド品を身に纏い、颯爽として街を歩いている。彼等を雇っている事業者からすると「中年以上はマナーが悪くどうにもならないが、若者は素直で躰け易い」という。これも過去二十年に亘る経済成長の為せる業であり、経済的な豊かさが人々の意識を変える原動力となったことは間違いない。少なくとも外から見る限り、中国の「中産階級化」政策は着実に進みつつあり、新旧世代間の断絶をはらみつつ

も、「情報化社会への積極的な取り組み」、「イデオロギーに囚われない宗教・思想の規制緩和」と相俟って、「自由市民社会を目指した国民の意識変革」政策は成功しつつあるように見受けられる。

### 日本を遙かに凌ぐ スケールとスピード

既に始まった中国のWTO加盟、三年後に控えたオリンピック開催を考慮に入れても、中国政府による「農村の工業化」と「都市部の再開発」に掛ける意気込み、計画のスケールと実施のスピードには驚かされる。荒涼とした水郷の一角に突如として高層住宅群を伴った近代的な工業都市を現出させる様は圧巻である。場所が指定されると、一週間以内に住民の立ち退きが行われ、すぐさま造成と建築が始まる。土地が国有であるため、日本のように何年も掛けて

買取工作をする必要が無い。また地震の無い土地なので基礎や躯体工事に時間が掛かることも無い。高層住宅群はどこも同じ様な作りであるが、場所により色やデザインが異なり、いずれも輝いて見える。インフラを含む誘致条件も自治体間が競争で夫々の特色を競っている。その点では日本各地の工業団地の誘致政策に似ているが、広大な土地、豊富な労働力を背景に、何万戸という住宅や、都市機能など充実したインフラを税制面の優遇策と共にセットで準備してしまう施策は見事である。中国ではこうした工業化政策が、荒廃した農村とその住民を救済する雇用政策にもなっているのである。

**都市と農村の所得格差は  
社会・経済発展の原動力**

「都市レベルで数十倍、個人レベルで数百倍といわれる地域間の所得格差は更に拡大し、いずれ民衆暴動を招き、中国社会を崩壊に導く」との仮説がある。しかし上海に関する限りこれはあてはまらない。なぜなら都市部の経済が奥地からの出稼ぎ労働者それも働き盛りの若年労働者によって支えら

れているからである。さる企業は三年ごとに内陸部で従業員を募集し、そつくり入れ替える。うぶな若者も三年経つと都市に馴染んで生気になり使いずらくなるからだという。一方、所得水準の低い内陸部では、働き盛りを都市やその周辺の工業団地へ出稼ぎに出すことよって高い文化と所得の恩恵にあずかることができる。したがって、「都市部とその周辺における著しい経済発展」すなわち「中国製品の無類なコスト競争力」は、こうした「地域間の人口移動を前提にした中国全土の効率的な人材運用の結果もたらされた事実」ということになる。都市部は勿論のこと内陸部の所得水準も確実に上昇しており、「全国的なレベルで不満が鬱積し爆発する」といったことは考え難い。

**共産党一党支配は  
発展の強力なドライバー**

こうした政策は、実は共産党執行部によって意図的に推進されており、その政治組織の特徴は、「一党支配」と「議(会)行(政)合一」である。もしこれが理想的に行われるならば、欧米の「政党政治」「三権

分立」と比べて桁違いに効率の良い推進体制であることが分かる。また中国の場合には、土地が国有化されているため地価の高騰は起きないし、面倒な所有権売買も必要無いので、なお更効率が良くなる。ただし

**最近の中国に見られる政治制度改革への取組み**

方針	具体的施策
① 法治国家への移行・WTO加盟に伴う法整備	
② カリスマ支配排除・党幹部の公開選抜・役職定年制	
③ 優秀幹部の抜擢・市民の事前公示/公募、競争上岗	
④ 汚職腐敗対策・引責辞任、アンケート最下位者淘汰	
⑤ 議会制度強化・地方議会による行政への監督・立法	
⑥ 地方政治の民主化・郷鎮行政首長の直接選挙	

一方で、不正や腐敗が行われ易い欠点を持っている。しかしながら、ニューリーダーと呼ばれる中国の現政権はいずれも有能なテクノクラート集団で、腐敗防止と活性化を目的とした、理想の高い政治制度改革に自ら取組む姿勢を示しており、当面腐敗する心配は無い。

彼らは、「対外解放路線」と「経済成長を最優先する」政策を継承することで、共産主義というイデオロギーを有名無実化し、将来的に社会民主主義を志向した「緩やかな民主化路線」を着実に歩んでいくと見られる。

**現地法人は、政治より  
経済リスクに警戒すべし**

中国へ進出した現地法人にとって警戒すべきは、「現政権が崩壊したり腐敗する政治的リスク」より、「対外開放経済化、WTO加盟によってもたらされる今後の経済ならびに政策運営のリスク」である。商品によっては国内経済が既に供給過剰の兆候を示しているものも出てきており、景気変動による経済恐慌を遠からず経験することになるであろう。賃金等の上昇、為替の切り上げも目前に控えている。投機マネーにより為替が翻弄されるといったこともあるに違いない。ニューリーダーによって解放経済は始めての経験であり、一度経済運営を誤るならば、進出企業への影響は測り知れないものがある。

(中小企業診断士 新井将平)

# 千葉県の中小企業をサポートします

## ■ 経営革新

経営革新について知りたい ⇒ 千葉県商工労働部経営支援課 TEL.043-223-2712

## ■ 産業振興

中小・ベンチャー企業の支援  
について知りたい ⇒ 千葉県商工労働部産業振興課  
販路開拓については TEL.043-223-2725  
補助金・技術相談は TEL.043-223-2718

## ■ 各種試験・技術支援

技術支援してほしい ⇒ 千葉県産業支援技術研究所  
食品、醸造、バイオ、化学は TEL.043-231-4325  
情報、機械金属、デザインは TEL.043-252-2101

## ■ 海外情報・貿易

海外の経済情報、国際取引に  
ついて知りたい ⇒ 日本貿易振興機構  
千葉貿易情報センター TEL.043-271-4100

## ■ 商工業の支援

商工会議所を利用したい ⇒ 千葉県商工会議所連合会 TEL.043-222-7110  
商工会を利用したい ⇒ 千葉県商工会連合会 TEL.043-242-3361

## ■ 雇用・能力の開発

雇用開発、能力開発について ⇒ 雇用・能力開発機構  
千葉センター TEL.043-248-7766

## ■ 融 資

融資の相談をしたい ⇒ 千葉県商工労働部経営支援課 TEL.043-223-2707  
千葉県信用保証協会 TEL.043-247-0716  
中小企業金融公庫千葉支店 TEL.043-243-7121  
国民生活金融公庫千葉支店 TEL.043-227-1171  
商工組合中央金庫千葉支店 TEL.043-248-2345  
商工組合中央金庫松戸支店 TEL.047-365-4111

## ■ 中小企業の連携支援

組合をはじめ中小企業連携の  
ことは、設立から運営まで、 ⇒ 千葉県中小企業団体中央会 TEL.043-242-3277  
何でもご相談下さい ⇒ 〃 銚子支所 TEL.0479-24-1570  
〃 松戸支所 TEL.047-368-3992



# 千葉県中小企業組合士会

前会長・理事 小池 孝



## 【組合士会の沿革】

組合士制度は中小企業組合に従事する役職員の資質向上を図るために、その職務遂行に必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から3年以上の実務経験を有するものに対して「中小企業組合士」の称号を与える制度で、昭和44年に東京都中央会の尽力により発足。

その後、中小企業運動の一環として全国的に展開しようという機運が高まり、昭和49年からは全国中央会の所管するところとなり、昭和53年には中小企業庁よりその積極的推進についての通達が出され、現在、全国で3550名が登録されている。千葉県中小企業組合士会は昭和56年に39名の会員をもって設立された。

以来、組合事業の要となる事務局体制の整備充実と組合専従役職員の資質向上のために多くの事業を行なってその成果を上げてきた。現在の会員数は77名。組合はもちろん中央会、商工中金等それぞれの分野で中核的な役割を果たす活動をしている。

## 【組合の概要と小池氏の横顔】

小池孝氏は千葉総合卸商業団地（協）の理事・事務局長である。

卸団地組合は昭和42年に千葉市内の44名の卸売り業者が集団化を図る目的で設立され、昭和46年に卸団地



左より小池局長、坂本さん、斉藤さん

## ■千葉県中小企業組合士会

所在地	千葉市中央区千葉港4-2 千葉県中小企業団体中央会内
代表者	上坂 操
会員数	77名

## ■千葉総合卸商業団地（協）

所在地	千葉市中央区問屋町1-55
代表者	市川 直樹
会員数	29名（出資金4904万円）

会館、展示場、共同宿舍、共同倉庫を有する敷地面積7万7951㎡の卸団地が完成し、以来順調に発展してきた。

その後、流通構造の激変やバブル経済の崩壊により、再開発事業が頓挫、金融事業に不良債権が発生するなど、組合を取り巻く環境は一変した。しかし、これらの懸案も一応片付き、新たな再出発を期しているところである。

小池さんは昭和17年7月、千葉市生まれ。学校を卒業すると東京でサラリーマン生活を7年過ごした後、昭和44年に組合に入った。当時は事務所が会議所の一室を借りていたそう。

小池さんは、千葉県中小企業組合士会が昭和56年に発足したときに発

起人として参画。以来監事、理事、副会長、会長を歴任、現在も理事として会の取りまとめと、後進の指導にと活躍されており、この功績が認められて平成12年には中小企業庁長官賞を受賞した。

小池さんが日々心がけていることをお伺いしたところ「自分がされて困ることは人にはしない」。趣味はスキー、ゴルフなどスポーツ万能。そのための体力づくりとして、フィットネスクラブに通っているそう。将来の夢はカナダの雄大なゲレンデで滑降すること。

ご家族は、奥様と二人のお嬢さんと山武市に在住。



▲組合士会の研修旅行、長野県（平成11年11月）



◀組合員が出資して建設したシーオービル、ここに事務所がある

情報連絡員報告を中心とした  
**県内の中小企業動向**  
**&トピックス・2月**

■味噌製造

【県下全域】  
 総務省家計調査による昨年の味噌購入金額の対前年比は98・1%、購入数量の対前年比は97・7%。連合会全体としては、対前年比(出荷量)は99・1%であった。

■その他繊維製造

【県下全域】  
 鋼鉄材料の単価が1割5分アップ、ガソリン・軽油が前年に比べ2倍になった。

■製材

【県下全域】  
 素材、製材品ともに取引は極めて低調。特に素材については並材を中心に価格は下げるところまで下げた感がある。

一方で、サンブスギなどの大径木の良材は県外(秋田など)からの引合いもあり値を付けている。

■生コン製造

【県下全域】  
 前年同月比、前月比共に減少したが、4~1月の累計では前年比110%を超えており、回復傾向にある。

■電気鍍金

【県下全域】  
 売上は増加しているが、製品加工価格が低下している関係で、収益が多多少悪化している。

■鉄工

【千葉】  
 特段の変化はないが、各社受注量には恵まれており、決算の見通しも

一応明るい。

■土砂採取

【銚子市他】  
 山砂は確保しているものの、長引く景気低迷で需要は激減、原油の高騰など悪条件が重なり経営は非常に厳しい。

■建築材料卸売

【県下全域】  
 セメント建設関連には景気の回復は感じられない。ここ2~3年は更に落ち込み、底を打つのは08年度頃。その後も需要増は期待できないので、コストダウンと値上げを継続し収益回復を図るしかない。

セメントは製造コストアップを吸収すべく値上げ交渉が続いており、主要ユーザーである生コン各社は骨材、砂、輸送費などコストアップ要因が累積されているため、新年度は生コン・セメント共に値上げに動いている。輸出は、量、価格ともアップしており、当面は好調が続く予定であるが、内需は災害復旧が一段落した現在、更に低迷している。

■自動車解体

【県下全域】  
 新車販売は、前年同月比で8ヶ月連続の減少が続いているが、使用済み自動車の入庫は自動車リサイクル法の施行以来、初めて前年同月を僅かながら上回った。リサイクル法の定着に関し、国が打っているさまざまな施策が功を奏してきた兆候だとすれば喜ばしいことだ。

また、鉄スクラップ市況も2月に

入ってやや上向いてきた。輸出の引き合いが強いことが、相場上昇の原因と見られている。一方国内中古部品市場は低迷中で業界の不況感を変わらず。

■小売

【柏】  
 商品が春物に変わりつつあるが、寒気が厳しく、陽気待ちの状態である。営業日数が少ない分、売上減となっている。

■電気機器小売

【県下全域】  
 オリジナル商戦も振るわず薄型テレビ、デジタル商品を含めて一服感があり不振である。

■中古車仕入・販売

【県下全域】  
 相場の大勢は強含み基調(一部には変動の指摘あり)で、いつ弱含みに転じてもおかしくないといった警戒感がある。直販の手応えも不十分、輸出も一日ごとに変化するかのようになあやしさが目立つ。

■小売

【東金】  
 月全体では、若干ずつではあるが回復の兆しが出てきている。寒い中、春物商材が陳列されており、季節の変わり目の販売機会を逸した感がある。新入学関係商品はまずまずの出

足のようなのである。

■小売

【野田】  
 ファイナルバーゲンセールを実施したが、見切り品に動きがあったただけで、他は売上が伸びなかった。

■農業機械販売整備

【県下全域】  
 日本農業機械工業会の1月の出荷統計では、前年同月比で生産は5・1%減、出荷は2・7%減。国内出荷は0・1%増であったが、輸出は5・2%減であった。

■その他の小売

【勝浦】  
 今年は例年になく寒さのため、観光客が少ない。特に房総の花見等に影響が出ている。ただ、勝浦市では、2月25日から3月5日までビッグヒナ祭りが開催され、年々多くの来場者があり、今年も30万人を見込んでおり、経済効果が期待される。

■小売・サービス

【銚子】  
 ますます悪くなっているような感じがする。

■小売・サービス

【習志野】  
 2月は「冬ごもり」状態で、3月の人の動きに期待している。

■小売・サービス

【千葉】  
 2月は大きな行事も少なく、各店とも客の入りが悪かった。

■建設揚重

【県下全域】  
 稼働率は好調を維持しているが、いつまで続くかは不明である。

■旅館

【勝浦】  
 少しずつ良くなっている。

■遊覧船

【鴨川】  
 悪天候の影響により集客が減少している。

■学習塾

【県下全域】  
 2月という月は、中学受験、高校受験で成り立っているような塾にとっては、最悪の月である。合格した生徒たちが抜けていく月であり、3月の新学期との間に1ヶ月空く感じがする。

■ソフトウエア

【県下全域】  
 ゆるやかに好転している。

■建設

【県下全域】  
 当連合会加入組合員の官公庁(国、県、市町村)からの受注は25億6千7百万円であった。前月比では、7億1千万円の減少であり、前年同月比でも12億4千5百万円の減少であった。特に、官公需の減少が業界全体の景況に大きく影響している。

■貨物運送

【野田】  
 世間一般には好転しているかのようには言われているが、末端業社へのしわ寄せの上に成り立っているような気がする。人件費もこれ以上良くするわけにはいかないため、最近では人手不足になっている。

中央会の  
事務局体制と事務分掌

4月1日現在の本会の事務局体制をお知らせいたします。

\*印は異動・昇格のあった者。

▽副会長兼専務理事菊地五月男  
▽事務局長鈴木幸雄

【総務部】

- ①定款、規約及び規程の改廃に関すること。(以下「に関すること」を省略) ②会員の加入、脱退及び連絡③総会、理事会及び委員会等④事業計画及び事業報告⑤予算、決算及び会計⑥資金の運用管理⑦財産の管理⑧物品の調達及び管理⑨職員の人事⑩役職員の給与事務⑪役職員の保険事務⑫公印の管守⑬文書の発受、編さん、保存⑭会費の賦課⑮補助金及び委託金⑯組合等の表彰及び叙勲、褒章⑰建議、陳情及び請願⑱前各号のほか、他の部の所掌に属さないこと。
- ▽部長佐藤敏雄▽\*参事石渡晃一▽主幹今関光俊▽主査古沢安代▽\*主事福永正昭(指導相談室主事)▽\*主事長崎幸恵(書記)
- 【連携支援部】
- ①組合等の活路開拓調査指導及び

活性化②中小企業等の創業・経営革新③中小企業の異業種交流、連携及び融合④労働指導⑤組合等の金融⑥地域産業の振興⑦組合の診断、診査及び監査指導⑧前各号の業務に附帯すること事。

▽部長藤原誠▽主幹池永敏之▽主査鳥居俊夫▽\*主査斉藤昇(松戸支所主査)▽主事東克典▽主事白井孝典

【組織振興部】

①中小企業の組織化推進指導②本会並びに組合及びその所属員の情報③組合の組織、事業及び経営の指導④組合役職員の教育その他人材養成⑤組合及びその所属員の後継者育成⑥小規模組合等の特別指導⑦組合等の官公需受注対策⑧前各号の業務に附帯すること。

【業務推進部】

①中小企業施策の普及、啓蒙②業界及び組合等の調査研究並びに資料の作成③情報の収集、加工及び提供④機関誌、速報及び図書の刊行⑤組合等の役職員の共済事業及び保険事務⑥商業・サービスの業

振興⑦前各号の業務に附帯すること。

▽部長伊藤高照▽副部長船渡川孝▽主幹錦織義雄▽主事田川幸宗▽\*主事宮崎明美(書記)

【指導相談室】

①組合の設立指導②組合の登記及び届出等の指導③組合等の相談並びに指導④組合の巡回指導⑤組合台帳の整備⑥前各号の業務に附帯すること。

▽室長鈴木慶夫▽\*主査河野弘樹(総務部主査)▽主査橋本健一

【支所】

①支所管内の組合指導②本会事業の普及③地域団体との連絡協調④管内地域の振興⑤前各号のほか、支所運営一般。

【銚子支所】

▽支所長越川弘晴

【松戸支所】

▽支所長浜野幸男▽\*主幹桑原新太郎(組織振興部主査)

【退職者】▽青木茂章(総務部参事)

▽宮内好江(銚子支所主査)(3月31日付)

【新入職員】▽石渡晃一(総務部参事)(4月1日付)

中央会の共済制度

□三井生命との提携共済

▽特定退職金共済(従業員の退職金)▽個人年金(法人の役員・従業員のため個人年金)▽総合保証プラン(法人の役員・従業員のため総合保障共済)▽オーナーズプラン(経営者のための事業承継とリスクマネジメント共済)

◎三井生命保険株

千葉フロック

TEL 043・2255・0294

船橋フロック

TEL 047・434・9075

柏フロック

TEL 04・7164・6457

□三井住友海上との提携共済

▽団体傷害保険(従業員の業務上又は通勤途上災害のための共済)▽団体自動車保険(業務用自動車、役員・従業員の自動車も5%割引の団体扱い)▽休業補償保険(従業員が仕事に従事できなくなった場合の所得保障保険)

◎三井住友海上火災保険株

千葉支店千葉中央支社

TEL 043・2255・2716

【表紙のメモ】京成八幡駅

京成電鉄は、東京都と千葉県に路線を有する大手私鉄で、1912年に押上・江戸川間、京成高砂・柴又間で開業したのが始まり。現在は京成上野・成田空港を結ぶ路線が本線。

市川市は、江戸川を境として東京都に隣接する住宅・文教・工業都市で、京成八幡駅はJR総武線と都営地下鉄新宿線とに連絡している。駅周辺には、多くの飲食店と古本屋、百貨店、市役所等がある。

編集後記

from the editor

日本経済も久しぶりに長い低迷を脱し、明るさが見えてきた。この兆しを自らの力として、本誌も従来にも増して、皆様のお役に立つ誌面づくりを心がけてまいりますので、ご愛読下さい。

また、皆様の組合の事業等が新聞や雑誌で紹介されたときは、そのコピーを本会業務推進部までお送りください。参考にさせていただきます。

Email:

funatogawa@chuo-ka-chiba.or.jp